

## 支援競輪に関する選手の措置について

1. 国際自転車トラック競技支援競輪以外に同月内に正あっせんを2本確保する。
2. 国際自転車トラック競技支援競輪における競走成績は競走得点計算の対象とする。
  - ① 級別決定の対象とする。
  - ② 代謝制度の対象とする。
  - ③ 連続優勝・優勝回数の対象とする。
  - ④ 特別競輪等の選考基準の対象とする。
  - ⑤ 級別決定に係る「特例措置」の対象とする。
3. 失格・重大走行注意・走行注意の判定を受けた場合は違反点を付与する。なお、失格の判定を受けた選手は即日契約を解除する。
4. 失格は一般財団法人日本競輪選手会（以下、「日競選」という。）が行う特別訓練の受講に関する回数の対象とする。
5. 公益財団法人JKAが行うあっせん規制、あっせんをしない処置及び日競選の行う自主規制の対象とする。
6. 中途欠場の回数対象とする。
7. 参加旅費は参加旅費規程に基づいて支給する。
8. 賞金については別に定める。
9. 日競選及び一般財団法人全国競輪選手共済会会費は、通常開催と同じ内容で徴収する。
10. その他の事項については、通常開催と同様に取り扱うものとする。